

# 令和5年度 第3回 藤沢市介護保険運営協議会 質問回答一覧

## 議題(1) 地域包括支援センター活動報告【資料1】

項目	質問等	質問者	回答
1	<p>相談内容内訳で令和4年と令和5年度と比較してみると、3-2(令和4年)にある地域のインフォーマルサービス相談489件とあるが、3-1(令和5年)にはその項目がない。</p> <p>3-1(令和5年)には3-2(令和4年)にはなかったケアラー支援・日常生活といった項目があり、かなりの数になるが、その内容はどのようなものなのか。</p>	田中(雅)委員	<p>令和4年度の項目であった「市以外の行政サービス」と「地域のインフォーマルサービス」が内容的に重複していた為、令和5年度からは「行政以外のサービス」に統一しました。ケアラー支援の相談内容としては、介護者自身の在宅看護について、また日常生活に関する相談内容としては、ゴミ出しや家電や携帯電話等についてが挙げられます。</p>
2	<p>相談員数は、高齢化の進展で益々増加すると考えられます。個別の案件が多く千差万別とは存じますが、事前に「質問表或いはシート」などで「項目分け、区分分け」などを行い、少しでも集約することは可能でしょうか。</p> <p>また、将来的にはデータを蓄積させてAIなどでの対応の検討余地はありませんでしょうか。</p>	清水委員	<p>よくある質問などは、あらかじめ提示して関連する項目の選択による問題解決を図っていただけるような仕組づくりを検討する必要があると考えます。そのための業務効率化を進めていきたいと考えています。</p>
3	<p>介護支援専門員の減少により要支援者の直営が増加傾向にあり、包括としての本来の業務に支障がでております。また、包括においても職員の確保に苦慮しており人材紹介会社等を利用してなんとか採用できる状態です。包括の安定的な運営と職員のレスパイトができるよう藤沢市としても対策をお願いしたい。</p>	川島委員	<p>令和6年度の介護保険制度改正(地域包括支援センターの体制整備等)にて、介護予防支援の指定対象の拡大や、総合相談支援業務の一部委託および地域包括支援センターにおける柔軟な職員配置についてなど、地域包括支援センターが地域住民の方への支援をより適切に行えるよう体制を整備する内容となっていることも踏まえ、本市としても、地域包括支援センターの体制整備や職員配置について、現場の意見も踏まえながら検証・検討していく必要があると考えております。</p>
ご意見	<p>地域包括の認知度が高くなっていることは良いことだと思います。高齢者の中には、地域包括の存在自体やどんなことをするところなのかも知らない方がまだまだ多くいます。いろいろな手段を使って各地域包括の方は努力されていると思いますが、さらに多くの方が利用できるように認知度を上げていっていただきたいと思っています。</p>	後藤委員	

議題(2) 指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの業務委託可能な居宅介護支援事業所の承認【資料2】

項目	質問等	質問者	回答
1			ご意見・ご質問等なし

議題(3) 地域密着型サービス事業者等の指定等状況【資料3】

項目	質問等	質問者	回答
1	<p>6ページ 高齢化が進む中、看護小規模多機能型居宅介護事業所や認知症対応型共同生活介護事業所の登録率が2023年3月31日の登録率と比べて減少していること、待機者についても減少していることについて、考えられる要因はありますか。</p> <p>1ページ 夜間対応型訪問介護の事業者がなかなか増えないことが気になります。</p>	田中(雅)委員	<p>・看護小規模多機能型居宅介護については、医療ニーズのある利用者や看取り期の利用者の受入れが多く、既存利用者が入院等により登録解除となった場合、新規利用の調整に時間を要することなどが、登録率の低下に繋がっている可能性が考えられます。なお、前回から大きく待機者数が減少した事業所への聞き取りによると、年に数回看取りのタイミングが重なってしまうことがあり、利用者数が安定しないとのことでした。</p> <p>・認知症対応型共同生活介護については、令和5年8月に新規に開設した1事業所が、調査日時点で満床となっていなかったため、全体の入居率が低下したものと捉えています。また、待機者数に関して、事業所に確認したところ、一部事業所の報告数値に誤りがあったことが判明しましたので、本日差し替え資料を配布しています。</p> <p>・夜間対応型訪問介護事業所については、今後増加が見込まれる中重度の要介護者の在宅生活を包括的に支えるサービスとして、第8期計画期間中においては、定期巡回・随時対応型訪問介護看護と一体的な整備を目指し、補助金を活用した整備事業者の募集を行いました。事業者からの応募はありませんでした。全国的にも整備が進んでいない状況があり、背景としては、夜間対応型というサービス内容とそれに伴う人員確保などの課題があるものと捉えています。本市としては、事業者との意見交換も行いながら効果的な整備手法を検討していきます。</p>
2	<p>認知症対応型事業所が、1か所新規に開設し入居率が若干緩和していますが、今後ニーズが益々増加することが予測されますが、数年先までの増設状況は同様に見込まれておられますか。</p>	清水委員	<p>第9期計画期間(令和6年度～8年度)における認知症対応型共同生活介護事業所の整備については、今後の認知症高齢者の増加等も勘案し、2事業所(定員36人)の整備を目標としています。</p> <p>具体的な募集地区等については、日常生活圏域ごとの整備状況や高齢化の状況等を踏まえ、整備を進めていく予定です。</p>

3	7頁記載の「地域密着型サービス事業所(小規模多機能型居宅介護等)の利用状況について」、「●小規模多機能型居宅介護」の事業所ごとの登録率に大きな開きがあります。現状(特に登録率の低い事業所)について、市としてはどのように認識されているか、おうかがいさせてください。	野村委員	小規模多機能型居宅介護事業所の登録率が低い事業所が一部あることについては、市としても課題であると認識しており、利用者に対しては、小規模多機能型居宅介護のサービス内容や事業所一覧を認定結果通知に同封するなど、周知等を図っているところです。また、特に登録率の低い事業所に対して聞き取りを行った結果、利用者の施設入所による登録解除が多かったことが挙げられたほか、一部の事業所においては、人材不足によるものとの意見もありました。市としましては、当該サービスの普及に向けて、被保険者や居宅介護支援事業所へのサービス内容の説明や利用状況の情報提供、人材確保に努めていきます。
---	---	------	---

議題(4) 介護保険制度改正に係る国の動向等【資料4】

項目	質問等	質問者	回答
1	国の介護報酬改定率が示されていますが、藤沢市の介護保険料は、今後どのような設定を見込まれていますか。或いは、議題5の保険料基準月額6,500円程度と連動されるとの理解で宜しいでしょうか。	清水委員	今後の、高齢化の進展に伴う介護ニーズの増加による、サービス利用に係る介護給付費等の増加を踏まえ、令和5年12月議会の中間報告時点では、介護保険料基準額を、6,500円程度と見込んでいます。現在、介護保険制度改正の内容や介護報酬改定の状況などを勘案し、第9期計画における保険料基準額の算定を進めており、最終的には、令和6年度予算案とともに公表していきます。
2	18ページの社会保障審議会の概要について「介護老人保健施設等において見守り機器を100%以上導入する等、複数の要件を満たした場合に、夜間における人員配置基準を緩和する。」について、詳細が分かれば教えていただきたく、宜しくお願いします。	鈴木委員	令和6年1月22日の社会保障審議会介護給付費分科会(第239回)の資料によると、次のとおりとされています。※詳細は別添資料をご確認ください。 (基準) 1日あたりの配置人員数を現行2人以上としているところ、要件を満たす場合は1.6人以上とする。ただし、配置人員数は常時1人以上配置することとする。 (要件) ・全ての利用者に見守りセンサーを導入していること ・夜勤職員全員がインカム等のICTを使用していること ・安全体制を確保していること

ご意見	<p>改正内容については理解できるが、人手が不足している状態でこの内容が実施出来るのか。実施する内容ばかり増え、業務が増え続けている。今の状態で全てを実施するのは無理がある。報酬改定についても、民間企業の賃金値上げと今回の介護報酬改定では更に差が広がり職員の確保が更に厳しくなる。外国人人財等を活用しても限度があり、このままでは介護の質の低下を免れない。藤沢市の介護を守るために市独自の補助金や基金の創設等を検討・実施して頂きたい。</p>	川島委員	
ご意見	<p>介護報酬の改定が見込まれ、処遇改善につながる事は良いと思います。      処遇が改善されることで人材確保に繋がればと思います。      一方で、職員の処遇が改善する中、認知症GHなど規模の小さい事業所は運営が難しくなっている現状もあります。新たな加算の増設などが期待されます。</p>	猪狩委員	

議題(5) 第3回高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定委員会の報告等【資料5-1】【資料5-2】

項目	質問等	質問者	回答
1	<p>介護保険料の引き上げにより、貧困層の方々が介護サービスを受けられず、孤立化することは考えられないでしょうか？</p>	板原委員	<p>第9期計画においては、高齢化の進展に伴う介護ニーズの増加により、介護給付費等の増加が見込まれることから、保険料の引上げを行わざるを得ない状況となっています。      所得段階別の介護保険料額の設定にあたっては、介護保険料段階の更なる多段階化や、高所得者の標準乗率の引上げ、低所得者の標準乗率の引下げなどにより、低所得者の介護保険料の上昇の抑制を図るとともに、所得の状況に応じて減免制度をご案内するなどの対応を図っていきます。</p>
2	<p>「いきいき長寿プランふじさわ2026」の策定の実施による関係部門の職員は、どの程度の増加を見込まれているのでしょうか。</p>	清水委員	<p>いきいき長寿プランふじさわ2026では、高齢社会像や基本理念などに基づき、事業を展開しており、計画に付随した形での職員数見込みは、特に出しておりません。</p>

### 3.(2)⑤ 介護老人保健施設等における見守り機器等を導入した場合の夜間における人員配置基準の緩和

#### 概要

【短期入所療養介護★、介護老人保健施設】

- 令和3年度介護報酬改定における介護老人福祉施設等に係る見守り機器等を導入した場合の夜間における人員配置基準の緩和と同様に、介護老人保健施設（ユニット型を除く。）及び短期入所療養介護の夜間の配置基準について、見直しを行う。【告示改正】

#### 算定要件等

- 1日あたりの配置人員数を現行2人以上としているところ、要件を満たす場合は1.6人以上とする。ただし、配置人員数は常時1人以上配置することとする。

<現行>

配置 人員数	2人以上 利用者等の数が40以下で、緊急時の連絡体制を常時整備している場合は1人以上
-----------	---

<改定後>

配置 人員数	<u>1.6人</u> 以上 利用者等の数が40以下で、緊急時の連絡体制を常時整備している場合は1人以上
-----------	---

(要件)

- ・ 全ての利用者に見守りセンサーを導入していること
- ・ 夜勤職員全員がインカム等のICTを使用していること
- ・ 安全体制を確保していること (※)

※安全体制の確保の具体的要件

- ①利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を設置
- ②職員に対する十分な休憩時間の確保等の勤務・雇用条件への配慮
- ③緊急時の体制整備（近隣在住職員を中心とした緊急参集要員の確保等）
- ④機器の不具合の定期チェックの実施（メーカーとの連携を含む）
- ⑤職員に対するテクノロジー活用に関する教育の実施
- ⑥夜間の訪室が必要な利用者に対する訪室の個別実施

- 見守り機器やICT導入後、上記の要件を少なくとも3か月以上試行し、現場職員の意見が適切に反映できるよう、夜勤職員をはじめ実際にケア等を行う多職種の職員が参画する委員会（具体的要件①）において、安全体制やケアの質の確保、職員の負担軽減が図られていることを確認した上で届け出るものとする。